

(介護予防) 短期入所療養介護利用契約書

利用者 ●● ●● (以下「甲」という) と医療法人耕仁会 (以下「乙」という) は、乙の介護老人保健施設セーブル新ことにおいて乙が提供する (介護予防) 短期入所療養介護 (以下「本件サービス」という) の利用に関して、次のとおり契約 (以下「本契約」という) を締結します。

(契約の目的、定義)

- 第 1 条 乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、甲が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、本件サービスを提供し、甲は、本件サービスを利用します。
- 2 乙は、サービス提供にあたっては、甲の意向を十分に尊重するとともに甲の立場に立って公正かつ適切な方法によって行い、甲の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、甲の要介護・要支援状態区分に従って、甲に対しサービスを提供します。
- 3 甲は、サービス利用に対する料金を乙に支払います。

(契約期間)

- 第 2 条 本契約の期間は、令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日までとします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護・要支援状態区分の変更の認定を受け、要介護・要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護・要支援認定有効期間満了日までとします。
- 2 上記契約期間満了日の 3 日以上前までに甲から更新拒絶の申出がない場合、本契約は自動的に同一の内容で更新されるものとします。本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、従前の契約期間満了日の翌日から更新後の要介護・要支援認定有効期間満了日までとします。
- 3 甲から更新拒絶の意思が表示された場合、乙は、他の事業者の情報を提供する等の必要な措置をとります。

(短期入所療養介護計画)

- 第 3 条 乙は、甲が相当期間以上継続して入所する場合には、甲の心身の状況や希望及びそのおかれている環境を踏まえて、他の短期入所療養介護従業者との協議の上で速やかに、短期入所療養介護計画を作成します。
- 2 短期入所療養介護計画には、甲の入所前の介護並びに病気の状況などを本人及

び家族から十分に聴取したうえで作成するものとし、短期入所療養介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

- 3 乙は、短期入所療養介護計画を作成または変更した時には甲に対し、その内容を説明し、甲の同意を得ます。

(甲の基本的権利と義務)

第 4 条 甲と乙は、甲が乙からサービスの提供を受けるにあたり、本契約において個々に定める他、次のとおりの権利を有することを確認し、乙はサービスの提供にあたり、甲の権利を尊重し、甲はこれらの権利を行使することにより乙から不利益な取扱を受けたり、差別的な対応を受けることはありません。

- 一 乙によるサービスの提供において、甲の意思が最大限尊重されること
 - 二 乙によるサービスの提供において、甲のプライバシー、個人情報尊重されること
 - 三 甲は自らの費用をもって自己が選ぶ医師や弁護士・税理士などの専門家といつでも相談できること
 - 四 甲は施設での運営に重大な支障がない、かつ、次項の定めを遵守する限り、個人の衣服や家具備品を居室に持ち込むことができること
- 2 甲は、乙が別に定めたサービス利用に関するルールを遵守しなければなりません。

(提供するサービスの内容・変更)

第 5 条 乙は、甲に対し、第 3 条により作成された甲のための短期入所療養介護計画に基づき、各種介護サービス（介護保険給付対象のサービスと介護保険給付対象外のサービスのいずれも含む。）を提供します。

- 2 第 3 条に規定する甲のための短期入所療養介護計画が作成されるまでの間は、乙は甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を送られるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
- 3 乙は、甲に提供するサービスの内容を甲及び甲の後見人並びに必要なに応じて甲の身元引受人に対しても分かりやすく説明します。
- 4 乙は、甲の意思及び人格を尊重し、常に甲の立場に立って介護サービスを提供するように努めます。
- 5 乙は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めて介護サービスを提供するように努めるものとします。

- 6 乙は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）の規定を遵守し、乙の職員による虐待が行われないようにします。

（利用料の種類）

- 第 6 条 甲は、乙から介護保険給付対象の介護福祉サービスの提供を受けたときは、乙に対し、個別契約の定めに従い、介護報酬の利用者負担分を支払います。
- 2 甲は、前項に定める他、個別契約の定めに従い、居住費及び食費を支払います。
- 3 甲は、乙から介護保険給付対象外のサービスの提供を受けたときは、個別契約の定めに従い、その利用料全額を支払います。

（利用料の支払）

- 第 7 条 乙は、介護保険給付サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、甲に代わって市町村から支払を受けます。
- 2 乙は、当月分の利用料（介護報酬の自己負担分、居住費及び食費、介護保険給付対象外のサービス利用料）の金額を翌月 10 日までに甲、甲の後見人または甲の身元引受人に通知し、甲は、上記の利用料を口座振替の方法によって支払うものとし、振替日は毎月 17 日（休日の場合は翌営業日）とします。
- 3 甲は、前項の口座振替が可能となる手続きの完了までは、窓口又は乙が指定する口座への振込送金（振込手数料は甲の負担）の方法により毎月 15 日までに支払いをし、手続きの完了後は口座振替により支払いを行うものとし、
- 4 乙は、第 2 項の利用料の通知にあたっては、介護報酬の自己負担分、居住費及び食費、介護保険給付対象外のサービス利用料ごとに、その明細を付して、分かりやすく通知するものとし、
- 5 乙は、甲について適用される利用料減額制度（名称を問わず甲の支払金額が減額となる制度一般を広く含む。）の有無について十分に調査し、利用可能な減額制度がある場合には、甲、甲の後見人、甲の身元引受人に対してその内容及び手続を教示し、必要に応じて減額手続をとることを援助するものとし、

（利用料の変更）

- 第 8 条 乙は、介護保険法その他の関係法令の変更、甲の要介護度の変更その他の理由により、介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費に変更が生じた場合には、当該理由による変更額を上限として変更後の介護報酬の利用者負担分、居住

費及び食費を請求することができるものとします。

- 2 乙が介護保険給付対象外のサービス利用料を変更するには、甲または甲の後見人がその変更に同意することを必要とするものとします。
- 3 前2項のいずれにおいても、乙は甲、甲の後見人に対して変更の理由・根拠を十分に説明し、必要に応じて、身元引受人にも説明を行います。
- 4 甲が第1項及び第2項に定める変更に同意することができない場合には、本契約及び個別契約を解除することができます。

(身体的拘束その他の行動制限)

第9条 乙は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し、身体的拘束その他の方法（薬剤の投与等）により甲の行動を制限しません。

- 2 乙が甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、甲に同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。また、この場合乙は、事前または事後すみやかに、甲の後見人または身元引受人に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

- 3 乙が甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限した場合には、第10条に規定する介護サービス記録に次の事項を記載します。

- 一 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間（時間）
- 二 前項に基づく乙の甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- 三 前項に基づく甲の後見人または身元引受人に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(サービス内容等の記録作成・保存)

第10条 乙は、サービスの提供に関する記録を整備し、契約終了日から5年間保存します。

- 2 甲及び甲の後見人は、乙に対しいつでも、前項の記録の閲覧及びコピーの提供を求めることができます。甲に意思能力がなく、かつ後見人がいない場合には、必要に応じて甲の身元引受人が、前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。
- 3 前項の規定により、甲、甲の後見人、甲の身元引受人がコピーの提供を求める場合、乙は実費相当額を請求者に請求することができます。

(甲の解約権)

第11条 甲は、乙に対し、3日以上予告期間をもって届け出ることにより、いつでも本契約の解約を申し入れることができます。

2 前項の届出があった場合、予告期間満了日に本契約は解約されます。

(甲の解除権)

第12条 乙が、介護保険法その他の関連諸法令及び本契約に定める債務を履行しなかった場合または乙及び乙の職員が甲に対し、不法行為を行った場合には、甲は乙に対し、いつでもこの契約を解除することができます。この場合、解除の意思表示が乙に到達した時点で契約は終了します。

(乙の契約解除)

第13条 乙は、甲が次の各号に該当する場合には、2週間の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

- 一 甲が正当な理由なく、第7条記載の利用料の支払いを2ヵ月以上滞納したとき
- 二 甲の行動が、他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
- 三 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
- 四 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき
- 五 前記各号のほか、甲の乙、乙の職員または他の利用者に対する暴力、暴言、ハラスメント等を含む背信行為、迷惑行為または反社会的行為による本契約を継続することが困難なとき

2 乙が前項によりこの契約を解除するときは、甲の心身の状況やその置かれている状況を踏まえて、介護支援専門員や市町村への連絡、その後のサービスの確認等の援助を行います。

(契約の終了)

第14条 他の条項に定めるほか、次の各号に該当する場合は、その該当する時をもって本契約は終了します。

- 一 第2条第1項及び第2項により、契約期間満了日の3日以上前までに甲

- から更新しない旨の申し入れがあり、かつ契約期間が満了したとき
- 二 要介護認定の更新において、甲が自立と認定されたとき
- 三 甲において、本件サービスの提供の必要性がなくなったとき
- 四 甲が死亡したとき
- 五 甲が病院または診療所に入院、もしくは介護保険施設に入所したとき

(反社会勢力の排除)

第15条 甲及び身元保証人は、乙に対し、次の各号の事項を表明し確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
 - 二 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結していないこと
 - 三 本契約が終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - 四 反社会勢力でなくなった時から5年を経過しない者ではないこと
- 2 甲又は甲の身元引受人が前項のいずれかに反した場合には、乙は、何らの催告を要せず本契約を解除することができます。
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合、乙はこれによる損害を賠償する責めを負いません。

(精算)

第16条 乙が、本件サービスに関して、甲から事前に受領している利用料等があり、契約の中途解約等により精算の必要が生じた場合は、乙は、サービスの未給付分等必要な金額を速やかに甲に返還します。

(退所時の金品の引渡等)

- 第17条 本契約が終了した場合、乙は甲に対して乙が保管している金品及び甲が遺留した金品を甲または甲の後見人に対して引き渡します。ただし甲が死亡しているため甲ないし甲の後見人に対して引き渡すことができないときは、甲の相続人に引き渡し、甲の相続人と連絡がつかない場合には身元引受人に引き渡します。
- 2 前項の規定により相続人もしくは身元引受人に対して引き渡す場合、乙は相続人の一人もしくは身元引受人に対して引き渡しを行うことでその義務を果た

すものとし、以降、甲の金品に関するあらゆる責任を負いません。

(秘密保持)

第18条 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する本件サービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族（本条においては、甲の家族の範囲を甲と同居する者及び甲により家族として情報提供された者とする）の秘密を漏らしません。

2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 乙は、別紙「個人情報の取り扱いについて」に基づき、甲の個人情報を用いる場合は甲の、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を得ない限り、甲又は甲の家族の個人情報を用いません。

4 第1項の規定にかかわらず、乙は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、この場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第19条 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに甲の後見人、甲の家族、身元引受人等の関係者に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

2 前項の場合において、甲に損害が発生した場合は、乙はすみやかに甲に生じた損害を賠償します。ただし、乙に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

4 甲の責めに帰すべき事由によって、乙に損害を与えた場合、甲、甲の身元保証人及び連帯保証人は、連帯して乙に対してその損害を賠償するものとします。

(苦情処理)

第20条 甲は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも重要事項説明書記載の苦情申立窓口に苦情を申し立てることができます。この場合、乙は迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

2 乙は、甲が苦情申立を行った場合に、これを理由として甲に対し、何らの不利益、差別待遇もいたしません。

(身元引受人)

第21条 乙は、甲に対し、次項の事態に備えて身元引受人を求めます。ただし身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

- 一 本契約に定める身元引受人が対応すべき事項に対応すること
- 二 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること
- 三 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に協力すること
- 四 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をすること
- 五 甲が負担する一切の債務について、甲及び連帯保証人と連帯して保証し、極度額100万円の範囲で甲と連帯して履行の責を負うこと

3 身元引受人は、本契約の締結に先立ち、甲から甲の財産状況等に関し、財産及び収支の状況、本契約に基づく債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、本契約に基づく債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものの有無及び当該担保提供があるときはその旨及び内容について説明を受けたことを確認します。また、甲は、本項の事項に関する身元引受人に対する説明内容が事実であることを確認します。

4 身元引受人の請求があったときは、乙は、身元引受人に対し、遅滞なく本契約に基づく債務の支払状況や滞納額、損害賠償の額等、甲の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならないものとします。

5 身元保証人に変更があるときは、甲は乙に申請を行い、乙の承諾を得ることとします。

(連帯保証人)

第22条 乙は、甲に対し、次項の事態に備えて連帯保証人を求めます。ただし連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 連帯保証人は、甲が負担する一切の債務について、甲及び身元保証人と連帯して保証し、極度額100万円の範囲で甲と連帯して履行の責を負うこと

3 連帯保証人は、本契約の締結に先立ち、甲から甲の財産状況等に関し、財産及び収支の状況、本契約に基づく債務以外に負担している債務の有無並びにそ

の額及び履行状況、本契約に基づく債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものの有無及び当該担保提供があるときはその旨及び内容について説明を受けたことを確認します。また、甲は、本項の事項に関する連帯保証人に対する説明内容が事実であることを確認します。

4 連帯保証人の請求があったときは、乙は、連帯保証人に対し、遅滞なく本契約に基づく債務の支払状況や滞納額、損害賠償の額等、甲の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならないものとします。

5 連帯保証人に変更があるときは、甲は乙に申請を行い、乙の承諾を得ることとします。

(契約外条項)

第23条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

以上の契約を証するため、本書1通を作成し、甲、乙、甲のご家族、身元引受人、連帯保証人が記名の上、乙が原本を、甲、甲のご家族、身元引受人、連帯保証人が写しを保有することとします。

〔契約書署名欄〕

（甲）私は、この契約書に記載の各条項について十分に理解し、同意しましたので、この契約書に基づくサービスの利用を申し込みます。

また、この契約書第18条第3項の個人情報の使用に関しては、別紙「個人情報の取り扱いについて」に規定する利用目的の範囲内で個人情報を使用することに
（ 同意します ・ 同意しません ）

また、施設内での名前や写真の掲示等については次のように希望します。

- （１）療養室の名札 （ 掲示する ・ 掲示しない ）
（２）趣味活動等の作品の氏名 （ 掲示する ・ 掲示しない ）
（３）行事等での参加写真 （ 掲示する ・ 掲示しない ）
（４）当法人ホームページ、SNS、会報等における写真の掲載
（ 同意する ・ 同意しない ）

令和 年 月 日

サービス利用者

住 所 _____

お名前 _____

電 話 _____ F A X _____

署名代行者（又は法定代理人）

住 所 _____

お名前 _____

電 話 _____ F A X _____

続 柄 _____

署名代行の理由 _____

(乙) 私は、居宅サービス事業者として、甲の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

令和 年 月 日

事業者

住 所 札幌市西区山の手5条5丁目1番1号

法人名 医療法人耕仁会

代表者 理事長 太田 健介

札幌市指定事業所番号第0150280055号

所在地 札幌市北区新琴似町787番地2

事業所 介護老人保健施設セーージュ新ことに

電 話 011-768-2800

(甲のご家族署名欄)

私は、この契約書に記載の各条項について十分に理解しましたので、甲が、この契約書に基づくサービスを利用すること及び甲の家族として各条項に定める事項に対応及び義務を果たすことを承諾します。

また、この契約書第18条第3項に規定する個人情報の使用に関しては、別に定める「個人情報の取り扱いについて」に規定する利用目的の範囲内で個人情報を使用することに（ 同意します ・ 同意しません ）

令和 年 月 日

サービス利用者の家族

住 所 _____

お名前 _____

電 話 _____ F A X _____

利用者との続柄 _____

(甲の身元引受人署名欄)

私は、この契約書に記載の各条項について十分に理解しましたので、甲の身元引受人として各条項に定める事項に対応及び義務を果たすことを承諾します。

令和 年 月 日

サービス利用者の身元引受人

住 所 _____

お名前 _____

電 話 _____ F A X _____

利用者との続柄 _____

(甲の連帯保証人署名欄)

私は、この契約書に記載の各条項について十分に理解しましたので、甲の連帯保証人として各条項に定める事項に対応及び義務を果たすことを承諾します。

令和 年 月 日

サービス利用者の連帯保証人

住 所 _____

お名前 _____

電 話 _____ F A X _____

利用者との続柄 _____